

○消費者庁（鮎澤） 定刻となりましたので、第22回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本懇談会の事務局を務めております、消費者庁消費者政策課の鮎澤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今回の懇談会は、リモートで開催しております。初めに、リモート開催に当たっての留意事項を御説明いたします。カメラは御発言されない間はオフにさせていただくとともに、マイクをミュートに設定していただきますようお願いいたします。御発言はカメラをオンにさせていただくとともに、ミュートを解除してからお願いいたします。意見交換の際には、御発言を希望される場合、オンライン会議システムの挙手機能にてお知らせください。御発言は山本座長の進行に従っていただきまして、御自身のお名前を添えていただいた上で御発言をお願いいたします。

なお、冒頭の挨拶後の会議の録画及び撮影はお控えいただければと思います。

では、山本座長、以降の進行をお願いいたします。

○山本座長 それでは、本日の会議を始めたいと思います。

まずは開会に当たりまして、消費者庁担当の工藤彰三副大臣より御挨拶がございます。消費者庁からお願いいたします。

○消費者庁（尾原） 消費者庁審議官の尾原と申します。

本来であれば、工藤副大臣から御挨拶を行う予定でございましたけれども、本日は他務のため都合がつかず、挨拶文を預かっております。僭越ながら、私から代読させていただきます。

消費者庁担当副大臣の工藤彰三でございます。山本座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、御多用中のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の第22回会合の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、その深刻化した状況を踏まえ、本懇談会において構成員の皆様から御指導をいただきながら、関係省庁が連携して対応してまいりました。その結果、多重債務に関する消費生活相談件数は、長期で見た場合には減少傾向にあります。これは構成員の皆様をはじめ、関係者の皆様の御尽力の成果であると感謝を申し上げます。

他方で、一昨年度から、消費生活相談件数は増加の兆候が見られているところです。多重債務問題は、そのときの社会情勢とともに様々な要因が関係することから、継続的に対策を講じていく必要があると考えております。

本日は、関係省庁から多重債務問題の現況、ヤミ金融への対応状況や生活困窮者の自立

支援制度等について御報告するとともに、構成員の皆様から現場の実情について御説明いただくものと伺っております。

今後とも多重債務問題をめぐる状況に対応した取組を進めていくことができるよう、皆様からの御協力と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶といたします。

以上、代読でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

引き続きまして、事務局から会議の注意事項、あるいは資料等についての御説明をお願いいたします。

○消費者庁（鮎澤） 事務局でございます。

これより、記者以外の方々も含めまして、動画や静止画の撮影、あるいは録画を禁止させていただきます。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、事務局から構成員の出欠と配付資料について御説明いたします。構成員の出欠状況につきましては、本日は11名の構成員全員の方々から出席の御連絡をいただいております。

また、本日の資料につきましては、構成員の皆様にあらかじめメールにて送付させていただいております。資料1から3の各省庁説明資料、さらに6名の構成員の皆様からの資料を送らせていただいております。不具合などがございましたら、チャット上にて事務局へお申しつけください。

以上でございます。山本座長、引き続きよろしくお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って議事を進行させていただきます。本日はまず議事次第の3「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」、関係省庁から御報告をいただきます。

引き続きまして、議事次第4「意見交換」において、構成員の皆様から御提出いただいた資料に沿って御報告いただき、その後、関係省庁からの報告と構成員からの御報告に対する質疑応答も含めて意見交換の時間を設けたいと思います。全体で12時まで、1時間半を予定しておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより、議事次第の3「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」に入ります。まず、資料1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁、消費者庁、厚生労働省及び法務省から御報告をお願いいたします。

○金融庁（宮部）

金融庁信用制度参事官室の宮部でございます。私からは、資料1の前半部分につきまして御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。こちらは、貸金業者からの無担保無保証借入れの一人当たりの借入残高と複数件の借入残高がある人数の推移を示してございます。例年、御

提示させていただいている資料でございます、数値をアップデートしてございます。折れ線グラフが一人当たりの借入残高、棒グラフが3件以上の借入れがある人数、そのうち括弧書きが5件以上の借入れがある人数でございます。2023年度末の数値といたしましては、一人当たりの借入残高が56.3万円、3件以上の借入れがある者が140万人、うち5件以上の借入れがある者が14万人となっております、いずれも前年に比べて若干増加している状況でございます。グラフ全体で推移を見ますと、近年は微増傾向にございまして、これらの動向につきましては、今後、注視していく必要があると考えております。

2ページでございます。こちらは一人当たりの借入残高と人数につきまして月別で示したものでございます。月別で見ましても、同様に微増傾向が見られるところでございます。

3ページを御覧ください。こちらは御参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の結果を示してございます。借入目的につきましては、生活費の不足を補うためということが依然として一番高い状況となっております。

続きまして、4ページから7ページになりますが、こちらは財務局や地方自治体に寄せられた多重債務に関する相談の概況でございます。相談件数につきましては、この1年間で財務局においては5,367件が5,689件、地方自治体におきましては2万2,317件が2万5,333件ということで、いずれも増加しております。先に見たとおり多重債務者数が微増傾向にある中で、財務局なり地方自治体はその受け皿としての機能をきちんと果たしている結果と考えております。

これらの相談への対応につきましては、相談者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関にもつなぐなどしておりまして、問題解決に向けた対応に取り組んでいる状況でございます。

続きまして、8ページから13ページまでが都道府県と市区町村の多重債務相談窓口と他の相談機関等の連携状況をお示ししております。一部の連携状況におきまして連携を行った割合が昨年に比べて低下したのもございますが、その背景としましては、他の相談機関との連携の必要性が低い相談であったことや、御相談者本人がそもそも希望されなかったといったことがありますので、必ずしも後ろ向きな結果ではないと考えております。引き続き、さらなる連携の促進に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○消費者庁（西川） 消費者庁消費者政策課の西川でございます。14ページの説明をさせていただきます。

14ページを御覧ください。過去10年間の多重債務に関する消費生活相談件数の推移を示しております。2021年度までは減少の傾向であったものが、直近の2023年度は2万3,601件と、一昨年度2022年度から増加の兆候が見られるという状況でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらは（2）といたしまして、過去3年間の月別の多重債務に関する消費生活相談件数の推移を示しております。昨年度は毎月2,000件前後の相談が全国の消費生活センターに寄せられているところでございます。グラフで

示してあるとおり、3月に当該年度の相談件数が最も多くなるといった傾向が続いております。

14ページ、15ページは以上でございます。

○厚生労働省（富原） 続きまして、厚生労働省自殺対策推進室より御説明いたします。

16ページを御覧ください。多重債務が原因とみられる自殺者数の推移を示したグラフになっております。2023年においては、自殺者数が792名、全体の自殺者に占める割合が3.6%となっております。いずれも前年と比べて増加しております。

なお、下段の※印で注意書きしておりますが、こちらのグラフの注意点としましては、警察庁の自殺統計原票の原因・動機の調査方法が2022年から変更されておりますので、単純比較できない点に御留意いただければと思います。

続きまして、17ページでございますが、こちらは先ほどの自殺者数の内訳を幾つか出したものになります。

（1）が年齢階級別になっております。人数が多い年齢階級としましては、40代と50代の男性が多い状況が見てとれます。

下段が、職業別の自殺者数になっております。人数が多い職業を挙げさせていただきますと、例えば1段目の表の有職の管理的職業従事者のうち、土木・建築業自営業者が全体で60名、その他の自営業者が57名、また、会社・公団等の役員の方が31名。

次のページに行ってくださいまして、2段目の有職の建設・採掘従事者のうちの土木建設労務作業者が47名、同じページの一番下の段の無職の方のその他の無職者（ひきこもり以外）が66名、失業者（離職後3か月以上）の方が37名。

簡単ではございますが、厚生労働省からは以上になります。ありがとうございました。

○法務省（栗津） 法務省民事局でございます。

19ページを御覧ください。こちらは、裁判所の司法統計による自然人の自己破産事件の推移を示したものになっております。直近の件数は7万589件というところでございます。前年からは5,700件ほど増加しているというのがこちらの新受件数に関する状況となっております。

法務省からの19ページの資料に関する説明は以上となります。

○金融庁（小嶋） 金融庁貸金業室長の小嶋でございます。私からは、資料20ページ、項目8番「様々な手口のヤミ金融等への対応」について御説明申し上げます。

SNSなどを利用した個人間融資であるとか、商品売買を装って金銭の貸付けを行うといったヤミ金融事案が依然として存在しておりまして、こうした事案に関わってトラブルに巻き込まれることがないように、注意喚起に引き続き取り組んでいくことが重要と考えております。

こうした様々な手口のヤミ金融に対する注意喚起の実施例でございますが、資料中段青色の枠左側部分の記載でございますが、まずは政府広報を活用いたしまして、ラジオ番組への出演であるとか、無料ニュースアプリへのバナー広告、さらにはお役立ち動画という

3分程度の注意喚起動画を作成いたしまして配信することなどを通じて、広く注意を呼びかけております。

また、その右側でございますこちらは金融庁予算の政策でございますが、当庁の広報誌への掲載に加えまして、SNSを中心に情報収集している若年層をターゲットとした視覚に訴えるようなデザインのバナー型注意喚起広告であるとか、YouTubeショート用に縦型動画を新たに作成しまして、こちらで注意喚起を行うといった取組を実施してございます。

ヤミ金融であると知っていて利用する人、知らずにだまされて被害に遭う人、様々事情があると承知しておりますが、当庁としましては、今後も引き続き利用者、被害者側の状況について情報収集に努めまして、より効果的なアプローチとなるよう創意工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、SNS個人間融資に関する悪質な書き込みの対策について御説明申し上げます。これまでもこの懇談会の場で御紹介している取組でございますが、X(旧Twitter)であるとか、InstagramといったSNSにおいて個人間融資をうたって融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対しましては、金融庁公式アカウントから個別の注意喚起を行う取組を継続してございます。直接返信と呼んでいますけれども、この取組によりまして注意喚起を実施した件数は累計2,600件を超えておりまして、そのうちのおよそ9割のアカウントが削除、あるいは凍結されるなどの効果が見られているところでございます。金融庁のリソースも限られている中ではございますが、今後も積極的に注意喚起の取組を行ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○金融庁(林) 続きまして、金融庁監督局銀行第一課の林でございます。私からは、銀行カードローンについて御説明申し上げたいと思います。

資料のページ21を御覧いただけますでしょうか。こちらは赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。銀行カードローンについては、2017年度末の5.8兆円をピークに貸出残高が減少しておりまして、足元で若干上振れしているものの、おおむね横ばいということになっております。

続きまして、次の22ページにお進みいただけますでしょうか。こちらはカードローン保証をしております貸金業者が代位弁済により取得した求償権の残高の推移を記載しております。こちらについても2019年度末の3,394億円をピークに減少に転じている旨を御報告しておりましたが、銀行カードローンのように若干足元は上振れをしておるといった状況でございます。

金融庁といたしましては、引き続きこれらの推移を注意してまいりたいと思います。

銀行カードローンの説明は以上でございます。

○消費者庁(西川) 続きまして、資料23ページについて、消費者庁からギャンブル等依存症対策の動向について説明いたします。

多重債務かつギャンブルに関する消費生活相談件数につきましては、2023年度は644件でございました。消費者庁では、令和6年5月に消費者庁ウェブサイトや消費者庁X（旧Twitter）におきまして、ギャンブル等依存症に係る対策を知っていただくための啓発資料を作成し配信するとともに、関係省庁と連携いたしまして、全国の自治体や病院等にも当該資料を配布し、啓発の取組を推進しております。

資料1につきましては以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

引き続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、警察庁から御報告をお願いいたします。

○警察庁（中村） 警察庁生活経済対策管理官の中村でございます。よろしくお願いたします。私からは、ヤミ金融事犯の検挙状況などについて、資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、1の「検挙状況の推移」についてであります。検挙事件数にあります「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法の無登録営業、出資法の高金利受領等違反のことで、主としてヤミ金融業者の検挙であります。また、「ヤミ金融関連事犯」とは、ヤミ金融業者の犯行を助長する犯罪のことでありまして、一例を申し上げますと、ヤミ金融業者が利用する預貯金口座や携帯電話の不正入手、あるいは不正譲渡などの違反のことであります。このグラフからも分かりますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数は年々減少しております。昨年は56事件であります。一方、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数は615事件でありまして、昨年と比較して48事件増加しております。

増減の理由を一概に申し述べることは困難ではありますが、昨年、全国警察に寄せられたヤミ金融事犯の相談は約4,000件、ヤミ金融業者と借受人が一度も対面することなく取引が完了する、いわゆる非対面型が約9割を占めております。ヤミ金融業者は、警察の摘発を免れようと複数の他人名義の預貯金口座や携帯電話を使用するなどして匿名化を高めておりまして、このような状況から、無登録・高金利事犯の捜査には一定の時間を要する傾向にあるとともに、被害拡大や再発防止を念頭にヤミ金融関連事犯の取締りも積極的に推進しているところなどが理由の一つと考えられます。

被害人員・被害額につきましては、あくまで検挙した事犯における数値でございますので、大規模事犯を検挙した際にはその数値が大きくなる傾向にございます。令和5年は被害額が233億7,777万円と前年から約178億円増加しておりますが、これは同年中に商取引を仮装して約9年にわたり犯行を継続していたヤミ金融事犯や、不動産業者を対象に高額を貸し付けるヤミ金融事犯などを検挙したため被害金額が増加したものであります。

続きまして、2の「主な検挙事例」について御説明をいたします。昨年中に全国警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例を紹介させていただきます。

まず1つ目は、神奈川県警察が検挙しましたギフトカードの売買を仮装した貸金業法違反等事件であります。この事例の特徴は、無登録で貸金業を営む男らが融資を申し込んで

きた借受人に対し額面を指定してギフトカードをショッピングサイトに出品させ、ギフトカードの額面の半額程度の金銭を買取代金として借受人に送金し、後日、借受人に出品させた額面のギフトカードを送付させる手口であります。買取代金が貸付金、ギフトカードの額面が貸付金と利息の合計となっております。男らは実際にギフトカードを受け取っていますが、借受人の出品が男らの指示であること、また、市場価格よりも著しく安価で買い取られていることなどから、男らの行為がギフトカードの売買行為を仮装したヤミ金融であると認められました。令和2年5月から令和5年4月までの間に約3,500人から、元利金合計約4億9,600万円を受領しています。令和5年10月から令和6年5月にかけて、男ら8人を貸金業法違反、出資法違反、さらには犯罪収益を正当な商取引による収益と装った組織犯罪処罰法違反でも検挙しております。

2つ目としましては、福岡県警察が検挙しました、インターネット掲示板で勧誘を行った貸金業法違反等事件であります。この事例の特徴は、無登録で貸金業を営む男らがインターネット上の掲示板を介して借受人を募り、無料通信アプリで連絡を取りながら借受人と一度も対面することなく口座送金のみで取引を完了させる、先ほども説明しました、いわゆる非対面型の手口であります。平成24年6月から令和3年10月までの長い間に約4,000人から元利金合計約43億8,400万円を受領しています。令和4年10月から令和5年6月にかけて、男ら8人を貸金業法違反、出資法違反、さらには犯罪収益を他人名義の口座に隠匿した組織犯罪処罰法違反でも検挙しております。

資料に関する説明は以上でございます。

ヤミ金融業者に関しましては、さきの検挙事例でも御紹介いたしましたように、警察による検挙を免れようと様々な手段・方法・対策を講じている現状にあります。警察といたしましては、各関係機関などと連携しながら適切に取締りを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で警察庁からの報告を終わります。

○山本座長 ありがとうございます。

続きまして、資料3の「生活困窮者自立支援制度の動向」について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

○厚生労働省（安西） 厚生労働省生活困窮者自立支援室の安西と申します。生活困窮者自立支援制度の動向について御説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。まず、困窮制度の概要ということで、左側、自立相談支援制度の根幹となる自立相談支援事業でございます。全国907自治体と書いてございますが、市や東京都の特別区は自ら、また、町村部は主に都道府県が制度を担ってございまして、全国どこのエリアでもこの事業が必須として実施されているものでございます。

また、右側、事業のメニューといたしまして、住居確保給付金や就労準備支援事業、また、本テーマと関わりの深い家計改善、さらに子供の学習支援等を行ってございます。本懇談会の構成員であられますグリーンコープさんも福岡県を中心に本事業を実践いただい

ています。

次のページをお願いいたします。生活困窮者自立支援法は、先の通常国会で法改正をさせていただきます。制度をより充実してございます。

次のページから個別に御説明をいたします。3ページをお願いします。まず、家計改善支援事業でございます。令和5年度時点で、これは任意事業でございますが756の自治体で実施をしています。さらなる全国実施の推進、あるいは質の向上ということで、法改正で補助率の変更をいたしました。現行、青い枠にありますとおり、自立相談と就労準備と一体的に実施をする場合は3分の2ということでございましたが、法改正後は必ず一体的に事業を実施するというので補助率を一律3分の2に引き上げたところです。

次のページをお願いいたします。生活困窮者向けの事業と生活保護受給者向けの事業はそれぞれで実施しているというのが現状でありますけれども、今回生活保護法を改正いたしまして、生活保護受給者の方も生活困窮者自立支援制度の家計改善であったり、就労準備、これらの事業を活用・参加いただけるようにしたところでございます。これによりまして、生活保護受給者の方の支援の選択の幅が広がり、より効果的な支援につながっていくと考えてございます。

次のページをお願いいたします。こちらは制度の根幹であります自立相談支援事業におきまして、相談の内容に住まいの支援に関するものを法律上位置付けまして、自立相談の窓口で住まいに関する相談というのも今後、必須として受けていくという法改正をさせていただきます。

次のページでございます。住居確保給付金でございます。これはこれまで就職に向けてその間の家賃額を補助するというものでしたけれども、これに加えて転居費用を新しく対象に加えております。例えば高齢者夫婦のお二人世帯がいた場合に、旦那さんが亡くなってしまってその奥さんが残されるわけですが、その際にこれまで住んでいたお家だととても広過ぎて大変だとか、家賃の支払いが大変だという状況があると思いますので、小さなお家に引っ越しをいただいて家計の安定を図る、その際の転居費用というものを見られるように制度改正したというところでございます。

次のページでございます。ここから話が変わりまして、昨年度も御説明させていただきました新型コロナウイルスの特例貸付のお話でございます。現在は償還のフェーズに入っております。下の赤囲いの部分、最後に始まった総合支援資金の再貸付の償還も令和7年1月から開始されるということで、全ての貸付の償還が始まるという状況になってございます。再貸付につきましては、令和6年度の住民税非課税者に対して償還免除の手続を今、行っているところでございます。

1枚飛んでいただきまして、9ページをお願いいたします。現在の免除や償還の状況がどうかという数字でございます。まず、上の図が現在の免除であったり猶予の状況でございます。現在、償還対象の全体が322万件で、そのうち134万件（42%）が免除ということで既に行っております。また、猶予につきましては9.5万件ということで、全体の3%に

当たるところでございます。

下の償還の状況でございます。償還対象の債権数177万件に対しまして、債権数ベースでは52.3%の償還がされており、金額ベースに直すと37.2%という状況でございます。この数字の違いは、償還は毎月行ってもらわなければならないけれども、一回でも償還いただいたものは件数にカウントしてございます。一方で金額については1回分、2回分と償還された額の積み上げでございますので、件数ベースの方が割合が高いという状況になってございます。

10ページは、償還免除の要件。ちょっと飛ばさせていただきます。

11ページは、償還猶予の要件として失業している方などを規定してございます。

最後に、12ページでございます。いろいろなフェーズの方がいらっしゃいますけれども、フォローアップ支援ということでそれぞれの置かれた状況に応じて支援が必要であるということで、社協や自立相談支援機関が取り組んでいるというのが現状でございます。

駆け足で恐縮でございます。説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

続きまして、議事次第4の「意見交換」に入りたいと思います。本日は6名の構成員の方々から資料を御提供いただいておりますので、まずそれらの方々から御説明をいただきたいと思います。お時間の都合上、恐縮ではありますが、お一人5分以内で御説明をいただければと思います。

五十音順で私から指名させていただきたいと思います。まず、内田構成員からお願いいたします。

○内田構成員 日本司法書士会連合会の内田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

当連合会からは2点意見を申し上げさせていただきたいと思います。資料は資料4になりますので、御覧いただければと思います。

1点目は、「司法書士による任意整理の統一基準」の尊重についてでございます。資料4の意見書(2)に記載してありますとおり、近年、一部の事業者において、例えば一括返済、もしくは短期間で完済でなければ和解に応じない事例や、司法書士からの受任通知発送後、短期間で訴訟を提起する事例、債務者の経済的更生に資するとしてなされた特定調停に応じない事例、和解の条件に一律に頭金を要求する事例、また、完済に至るまでの将来利息の付加を要求する事例、そして時効期間経過後の債権を買い取って債務名義を取得した上で多額の延滞利息を付加した和解にしか応じない事例などが会員から報告されておりまして、中でも一部の事業者による一律に将来利息を付加しなければ和解に応じないなどの対応によって任意整理による生活再建が著しく困難となっているケースが問題となっているところでございます。自己破産や民事再生以外の方法として任意整理を選択したにもかかわらず、当事者の生活再建を阻害する一部の事業者の行為により自己破産等を選択せざるを得ない債務者が存在することを皆様にお含みおきいただきまして、各関係省

庁におかれましては、多重債務問題改善プログラムの趣旨を実現するためにも、従来、尊重されてきた統一基準が今後も尊重されるよう、事業者に対する監督や指導等を行っていただくとともに、各事業者団体におかれましても、自主的な規制など、一歩踏み込んだ対応をお願いしたいという意見でございます。

2点目は、公営ギャンブルにおける決済方法の規制についてでございます。先ほど御報告いただきました資料1によりますと、借入目的がギャンブルの元手であるという利用者が1割程度ということで、一定の割合いらっしゃるということが分かりますけれども、インターネットを利用した公営ギャンブルではクレジットカードを利用した決済が可能であることから、年々、利用割合が増加傾向にありまして、行き過ぎた利用により多重債務につながる可能性がございます。

また、ギャンブル依存症への取組という観点からも、娯楽の範囲内で適度な利用ができるように、各業界団体による自粛、規制が必要であると考えております。そのため、各関係省庁、事業者団体におかれましては、ギャンブル等の利用増加を抑えるため、クレジット決済による公営ギャンブルの利用を規制するなどの対応を行っていただきたいという意見でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○山本座長 内田構成員、ありがとうございます。

続きまして、倉中構成員、よろしく願いいたします。

○倉中構成員 日本貸金業協会の倉中でございます。

それでは、私からはお手元の資料5に沿いまして御説明をさせていただきます。御説明は大きな項番で1「相談・苦情・紛争対応」、2番「金融経済教育・啓発活動」という構成となっております。

まず、項番1から御説明いたします。2ページを御覧ください。相談・苦情・紛争への対応状況です。昨年度の多重債務関連の相談件数は約6,000件で、対前年度比14%の増加となりました。その7割は貸付自粛に関する御相談であり、この増加率は約17%と、多重債務関連相談件数の増加の主な要因となっております。貸付自粛制度はギャンブル等依存症対策基本法制定を機に周知活動の強化や電子化対応など、申請手段の多様化を行ってきたことが周知及び件数の増加につながったものと考えております。

続きまして、3ページを御覧ください。若年層の相談状況です。成年年齢引下げ対象からの件数は、対前年度比微減となりました。また、この層で多重債務に関する御相談はございませんでした。20歳から24歳の若年層の相談は約12%増加しましたが、相談の約7割は家族や親族からの相談でありまして、かつ、その6割弱が貸付自粛に関する相談であるなど、周囲の心配に基づく相談が多かったと感じております。

続いて、4ページを御覧ください。金融トラブル相談についてです。ここにごきます相談件数の合計は342件、赤枠のところですが、対前年度比約67%という大幅増加となりました。主な内容は、20代を中心とした詐欺等による高額な借入れを窃取される事案などで

ございます。相談者には適切な助言を行うとともに、協会員に対しては借入れ申込み時における慎重対応など、水際対策の強化を指導しておるところでございます。

続きまして、5ページです。貸付自粛の状況でございます。貸付自粛受付件数は、前年度対比約3割の増加となりました。一方で、3か月ごとに可能である撤回というのでも3割弱増加しておりまして、比較的短期間で回転している様子がうかがえます。登録理由の第1位はギャンブル対応で、全体の4割強となります。

続きまして、6ページを御覧ください。生活再建支援カウンセリングについてです。本カウンセリングは当協会独自の活動として、半年以上かけて協会のカウンセラーが個々の相談者の方々と多重債務の原因となった問題行動の改善による家計管理などを通じた生活再建をサポートしております。相談件数は前年度対比微減ですけれども、継続的にカウンセリングを受けている相談者の方が増加しております。

また、この活動を拡充すべく、昨年度より協会内におきまして全国の支部の職員を対象にカウンセラー育成研修を開始しておりまして、既に9名が修了しまして、目下実践訓練中でございますし、今後も研修は継続してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな項番の2つ目「金融経済教育・啓発活動」でございます。ページでは9ページを御覧ください。協会の教育活動の御説明です。中でも無料で配布しております啓発冊子『Q&A BOOK』は、毎年改訂を重ねながら累計発行部数が20万部を超えておりまして、例えば財務局などの学校向けの教育活動のテキストとしても御活用いただいております。

次に、10ページを御覧ください。デジタル媒体を使った啓発ツールの御紹介です。協会では出前講座のようないわゆる点的な活動と、このようなデジタル媒体による面的な活動を併用した啓発活動を展開させていただいております。具体的にはYouTube、X、TikTokなどを活用させていただいております。

続きまして、少しページが飛びますけれども、13ページから14ページを御覧ください。昨年6月に当協会と協会員の大手4社と立ち上げました金融教育に関する協働事業体、金融リテラシー向上コンソーシアムの御紹介でございます。このコンソーシアムのキャッチフレーズは、ちょっと飛びまして恐縮ですが、15ページになりますけれども、枠の中の2番の括弧書きにございます「お金でつまづかない教育」というキャッチフレーズにしております。主に家計管理や金融トラブルの防止を軸にした出前講座を高校、大学、専門学校、諸団体等を実施しております。ちょうど1年強になりますが、おかげさまでこの1年で活動は着実に拡大しておりまして、行政当局の方々やクレジット業界とのコラボ開催なども実現しております。今後、社会人、すなわち職域にも拡大をしていく計画にしております。

17ページに開催実績が記載されておりまして、御覧いただきたいのですが、周知活動が徐々に奏功しておりまして、昨年下半年半年の実績13件に対しまして、今年度は既に64件のバックオーダーを頂戴しております。

以上で私の御説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○山本座長 倉中構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹島構成員、お願いいたします。

○竹島構成員 ありがとうございます。

では、私は2点、それから追加で1点述べさせていただきたいと思います。

提出資料を2点出させていただいておりますが、1つ目は日本自殺予防学会『自殺予防と危機介入』に掲載された論壇「自殺の統計の健全な発展を願うー2022年警察庁自殺統計原票の見直しの問題を踏まえての提案ー」であります。もう一点は、こども家庭庁の「令和6年度こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究事業」に応募し、不採択となったものの研究計画を公開したものです。それぞれトップページを御提示いただけたらと思います。

前者は学会誌に論壇として掲載されたものですが、令和4年の自殺統計原票のほぼ全面的な見直しにより統計の命とも言える継続性が失われたこと、また、新設項目によって得られる情報の質は低く、科学的・政策的意義の乏しいものが多いことを指摘しています。また、改訂プロセスの透明性が乏しいことを指摘しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下において見直しが行われ、2022年以前と以後の統計で自殺の原因・動機の正確な年次比較を行うことが極めて困難になったと述べています。そして、警察庁自殺統計を統計法に基づく政府統計の一つに位置づけ、その改訂と利活用のルールを明確にすることを提案しています。

後者は、こども家庭庁のこの研究の評価検討委員会において評価が行われた結果、不採択となったものです。私は提案者の一人でしたが、良質な研究と研究体制による提案であったと自負しています。しかし、研究内容のほとんどは公的データへのアクセスなしには実行できないものであり、不採択となった以上、自ら研究を進めることができないため、研究の促進を願って情報公開しました。研究内容は、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に挙げられた子供の自殺の要因分析を踏まえたもので、警察庁の保有する自殺統計原票データの分析、消防庁の保有する救急データの分析、子供の自殺背景調査報告書の公表分の分析などです。この研究を通して、これらを主とした分析の限界も示し、より良い在り方を提案したいと考えていました。

2件ともこの会議との関係が薄いように思われるかもしれませんが、この会議に関係することとして2点述べたいと思います。

1つ目は、公的データを一定のルールの下に行政外でも活用できるようにして、より詳細な分析を基に対策の質向上を図っていくことが必要ではないかということです。本日、御説明いただいた資料全体にも関わることだと考えています。

2つ目は、当事者の参画・協力を得た対策の推進です。自殺統計原票の見直しは、自死遺族に、自死で亡くなった方、自死遺族等の個人情報とぞんざいに扱われているのではないかと懸念を生んでいます。その一方、過剰な匿名化によって一人一人の生きていた姿が見えなくなり、その人の尊厳が損なわれているとの指摘もあります。自死した大切な

人の命を無駄にすることなく、優しい人が優しいままで生きられる世の中に変えていくために、当事者の参画・協力を得た実態分析を進める必要があるのではないのでしょうか。自殺の心理学的剖検が現在止まった状態になっていることは大きな損失であると考えます。私はこれまで多重債務の被害者の方の分析をすべきと述べてきましたが、当事者の参画・協力といった文脈で全体を捉え、引き続き御検討いただけると幸いです。

追加ですが、多重債務が原因と見られる自殺、資料の18ページですが、ここから何が言えるのかということ、説明者の方に伺えたらと思います。職業の分類等による自殺者数ですが、この警察統計で果たして分母の設定は可能なのでしょうか。ここから一体何が言えるのか、私はいつも警察統計にあまりにも負担のかかる形で利用しようとしているように思えてなりません。これをするのであれば、人口動態職業・産業別の分析をしっかりと行うほうが重要ではないのでしょうか。この点、御意見いただければと思います。

以上です。

○山本座長 竹島構成員、ありがとうございました。

続きまして、松本構成員、お願いいたします。

○松本構成員 全国銀行協会の松本です。よろしく申し上げます。

それでは、資料の「多重債務問題に関する全銀協の取組み」に沿って御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。まず、これは全銀協加盟の110行の銀行カードローン残高の推移であります。2024年3月末の残高は3兆5,534億円ということで、2022年以降、おおむね横ばいということになっております。また、業態別の残高はこの表の内訳となっております。

3ページを御覧ください。次に、カードローン専用相談窓口における相談等受付状況であります。2023年度は3月末時点で98件の相談を受け付けておりまして、引き続き消費生活相談員などの資格を有する相談員や専門のカウンセラーが返済方法のアドバイス等に対応しているというところであります。

多重債務に係る返済困難の相談はおおむね横ばいということになっております。また、「その他」の件数が半数以上を占めておりますが、この「その他」にはカードローンの利用明細の送付を止めたいといった手続に関する御照会のほか、カードローンに直接関係しない相談も含め、専用相談窓口で受電した件数を全て分類していることによるものであります。

4ページを御覧ください。次に、多重債務防止啓発に関する取組であります。例年同様、毎年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて「お金を借りてギャンブルにのめり込むこと」の防止啓発や貸付自粛制度の周知のため、カードライオンの動画の配信を行っているところであります。

5ページを御覧ください。こちらも例年同様、11月の消費者信用団体による共同キャンペーンに合わせて、ローン・クレジットを正しく利用していただくための啓発・広報とし

て、全国の主要鉄道路線において電車内のステッカー広告を実施する予定であります。

6 ページを御覧ください。次に、成年年齢引下げに関する取組であります。これは前回は御報告をしておりますが、2022年2月17日に、その年の4月の成年年齢引下げを踏まえて、若年者が過大な債務を負うことがないように、配慮に欠けた広告・宣伝の抑制や健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備について、全銀協で申合せの決議をいたしまして、公表しているところであります。

7 ページを御覧ください。成人になって変わることや注意点、お金との上手な付き合い方を分かりやすくまとめた特設サイト「成年年齢引下げとお金のだじな話」といったものの公開等を通じて引き続き周知に努めているところであります。

8 ページを御覧ください。特設サイトの概要をまとめたチラシも作成しておりまして、このサイトにも掲載しているというところであります。

9 ページを御覧ください。ここからは御参考といたしまして、金融経済教育に関する取組について御紹介をさせていただきます。詳細な説明は割愛させていただきますが、このうち「どこでも出張講座」「教材制作・無償提供」等を含む全銀協のこれまでやってきた金融経済教育に関する活動につきましては、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の設立・稼働に伴いまして、2024年8月1日から同機構に承継をしておりますので、付言をさせていただきます。

以上、全銀協では引き続き様々な活動を通じまして多重債務の防止に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上となります。

○山本座長 松本構成員、ありがとうございました。

続きまして、三上構成員、お願いいたします。

○三上構成員 日弁連消費者問題対策委員会多重債務部会の三上理です。よろしくお願いたします。多重債務問題をめぐって最近問題ではないかと感じられる事例を紹介させていただきます。

2 ページ、一つは総量規制が潜脱された事例です。20代の男性が投資詐欺に遭い、銀行や消費者金融から総額で年収の2倍近くの借入れをしたという事例がありました。年収400万くらいの方が一日で銀行から400万円、消費者金融から350万、合計750万の借入れをしているわけです。それまでは特に債務のない人でした。

3 ページ、貸金業者は年収の3分の1を超える貸付けは禁止されていますし、銀行でも自主規制として年収の2分の1を超える貸付けはしないはずなのですが、最近では借入れの申込みから貸付実行までスマホで完結してしまい、かつてのように各店舗を回って話をして契約書を作成するという手間がないので、こうやって短時間で次々に借入れをすると、貸付けの事実が信用情報に登録される前にあっという間に年収の2倍近くの借入れができてしまうわけです。このように、総量規制が潜脱されてしまうというのを防止するための対策をどう考えるか、大きな課題だと思っております。

4 ページ、もう一つは、悪質商法によるクレジット利用についてです。18歳の学生が情報商材の広告を見て契約をして、クレジットを利用して被害に遭うという事例がありました。それまでは特に借金やクレジットカードの利用とは無縁の人でした。今は18歳で成人ということで、未成年者取消しもできません。

5 ページ、いわゆるイシューア（クレジットカードの発行会社）とアクワイアラー（販売業者と加盟店契約をしている会社）が別会社であることが当たり前になり、悪質商法によるクレジット利用が増えています。こうしたときにクレジット会社に問い合わせても、イシューアの立場ではそもそもどの利用店舗に対してどのような商品の代金、あるいは役務の対価を立替払いしたのか分かっていません。イシューアからアクワイアラーに問い合わせても、利用店舗も決済代行会社すら分からないという事例がありました。このように、詐欺取引や悪質商法にクレジットが利用されることを防止するための対策をどう考えるか、これも極めて重要な問題であると思います。

6 ページ、もう一つは、多重債務の解決を担うべき弁護士・司法書士の側の問題です。最近、国が認めた借金救済制度とか、借金減額シミュレーターというものがインターネット上にあふれています。債務者が簡単な質問に答えるだけで借金を大幅に減額できる可能性がありますなどと診断されて、国が認めた借金救済制度を利用しましょうと債務整理に誘導される。

7 ページ、国が認めた借金救済制度といえば自分の知らない何か特別な制度によって容易に借金減額できると思われそうですが、それが具体的に何を指しているのかもよく分からないわけです。これは誇大または過度な期待を抱かせる広告というべきではないかと思われま

8 ページ、弁護士・司法書士が債務者と直接個別の面談をしないとか、事情聴取・説明が不十分であるとか、費用が高額であるなどの不適切処理が行われていることも少なくありません。これでは弁護士・司法書士による債務整理二次被害というべきではないかということで、弁護士会・司法書士会としてもきちんと取り組むべき深刻な問題であると考えています。

9 ページ、最後に、多重債務をめぐる現状の実態把握のために、現在、破産、個人再生の件数は公表されていますけれども、いわゆる大量広告事務所の弁護士や司法書士などによって、本来破産、個人再生を利用すべき債務者が任意整理に誘導されている可能性があります。多重債務者の数を推定するための参考情報として、破産件数、個人再生件数だけでなく弁護士介入件数を把握できないかと思います。あるいは、貸金業者の総量規制、銀行の自主規制を潜脱して、現実には年収の3分の1や2分の1を超える貸付けが行われている事例が相当程度存在する可能性があるということ踏まえて、今のように3件以上、あるいは5件以上借入れをしている人の数だけでなく、年収の3分の1、あるいは2分の1を超える貸付けが行われている件数を把握できないかということも検討課題だと思っております。よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○山本座長 三上構成員、ありがとうございました。

続きまして、鷺野構成員、よろしくお願いいたします。

○鷺野構成員 グリーンコープ生活協同組合連合会の鷺野と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、グリーンコープ生協の生活再生事業の取組について御報告をいたします。グリーンコープでは、2006年より生活再生のための相談とセーフティネット貸付けに取り組んでいます。現在、山口、九州の8県で実施しております。相談の契機としましては、生協の広報や生活困窮者自立支援事業の家計改善支援事業機関、社会福祉協議会、行政の窓口などからの紹介があります。2023年度の電話相談件数は2,003件で、前年比の95%と減少しておりますが、生活再生貸付けにつきましては貸付件数が229件で、前年比110%、貸付金額としましては1億331万円で、前年比127%と増加しております。これは新型コロナの流行のときにありました特例貸付けを実施している間はかなり相談件数が減っていましたが、直近の6年間では一番多い貸付実績になっています。コロナ禍の影響が長期化していること、物価高騰で家計状況がかなり悪化されている相談者が多いです。福祉制度ではなかなか支援が限られ、生活の資金繰りに苦慮して解決策が見つからず、相談が増えている状況であります。

2ページです。相談に来られる方の中には、生活資金がなく、本当に今日、明日の食事もできない、ライフラインが止まってしまうなどの緊急的な支援を要する相談者がおられます。そういう方たちの対応としまして、2009年より、生協の組合員のカンパにより「かさじぞう基金」をつくり、小口資金の緊急支援を行っています。23年度のかさじぞう基金の支援は面談件数の57.4%に当たる延べ768件で、673万7,807円の支援を行いました。返せるようになったときに返済してもらおうような形でやっております、返済率は50%です。

2番になります。全体の生活再生貸付けの67%を占めているのが福岡県になりまして、その相談者の属性や支援内容について御報告します。資料としましては別紙1につけております。多重債務の相談で法律相談の同行が96件あります。任意整理17件、個人再生3件、自己破産61件で、自己破産が6割を占めています。当初は任意整理がかなり数として多かったのですが、年々自己破産での解決の割合が増えています。また、家計改善支援事業のところからの貸付けあっせんが54件あり、そのうちの45件で10万円以下の少額貸付けという形で行っております。貸付件数の35%を占めています。

貸付相談者の年齢構成としましては、40代・50代の現役世代を占める割合がそれぞれ20%以上と高く、70代以上を占める割合が16%で、高齢者の割合も年々増えてきています。高齢者の多重債務問題についてもかなり深刻になってきており、また、単身世帯の相談も36%を占めております。

貸付相談者の就労状況につきましては、非正規雇用が40%を占めています。無収入の方の相談もありますけれども、そういう相談者に対しては貸付相談を進める中で就労支援に

つなげていき、仕事が決まったところで貸付けを進めていくというようにやっております。収入の少ない非正規雇用や高齢者など、経済的弱者の相談が多く、生活再生相談室で家計相談と生活を再生するために必要なときにはセーフティーネット貸付けを行い、支援しています。その必要性がかなり増えていると実感しております。

3番になります。別紙2の10ページから資料をつけておりますが、2006年より、グリーンコープでは多重債務問題やお金の問題について取り組んできていますが、地域に生活再生事業を広げてきましたところからホームレス支援、就労支援、フードサポート、居場所づくりなど、様々な事業活動につなげながら、市民参加型の地域づくりを進めているところです。

以上、報告を終わります。

○山本座長 鷺野構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告も踏まえまして、皆様の御意見、あるいは御指摘を頂戴したいと存じます。

まずはこれまで御説明いただいている構成員からもし御意見があれば、御発言をお願いしたいと思いますが、恐縮ですが、時間の都合上、お一人3分程度でお願いしたいと思います。

まず重川構成員、もし何かあれば、お願いしたいと思います。

○重川構成員 ありがとうございます。重川です。よろしく願いいたします。

質問1点と、1点お願いをさせていただければと思っています。

質問は、(資料1)3ページの借入目的に関わるものです。この3ページのものは消費者金融利用経験者の借入目的ということですが、生活費の不足と後払い決済の不足を除くと、2023年には住宅ローンの支払資金の不足が比較的高い割合になっています。2024年には収まっていますので、2023年調査は過去3年の中の2020年の最も大変だった頃のコロナ禍の状況が反映されているのかもしれませんが。

ただ一方、1ページや2ページで御説明いただいた借入状況では徐々に人数や残高が増える傾向にあり、ほかの直近のデータを見ても同様の傾向が見られます。余裕がないような状況の中で住宅ローンを借り入れている場合には、昨今の物価上昇で一層余裕がなくなっている可能性があるのですけれども、住宅ローンの返済の滞りや返済額を減額するような見直しの増加などということについて変化の様子を捉えていれば、状況について教えていただければと思います。

住宅ローンの借入れは非常に金額が大きく、以前に比べると年収に比べてかなり大きい金額の住宅ローンを借りることが多くなっているようですので、家計への影響も大きく、以前の会議でもお願いをした借入れ時の十分な説明の推進に加えて返済の滞りや見直しへの早期の呼びかけなどを金融機関の方と一層連携をして進めていただきたいと思います。

あともう一点なのですが、セーフティーネット貸付け相談やシングルマザーの相談への

相談として大学などへの入学時の入学金の相談があるということを伺っています。日本学生支援機構によって入学時の特別な奨学金の制度も設けられていますが、これは入学後に支給されます。また、来年度から大学などの学費の支援制度が大幅に拡充されるということで、給付型の奨学金の利用者の場合には入学金の免除や減額が行われるということになっていますけれども、資料などを見てみますと、こちらも入学後に申込みをすることになっているようです。経済基盤が弱くて銀行などからなかなか借入れが難しいという場合に、奨学金が支給されるまでつなぎとしてセーフティーネット貸付け相談に相談に来ていると思われる。こういう場所を知らないと、やむを得ず高利な借入れに向かってしまうかもしれないので、全体的な件数としては必ずしも多いものではないのかもしれませんが、また、具体的な仕組みの提案を伴うものでなくて恐縮ですが、こういう状況に対してつなぎ的な借入れの必要がないような方策を御検討いただければと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山本座長 重川構成員、ありがとうございました。

続いて、杉浦構成員、もし何かあれば、お願いします。

○杉浦構成員 杉浦でございます。ありがとうございます。

私からは1点、別の金融庁の会議体の議に関連してご報告させていただければと思います。それは、つい先日来、先月からですけれども、金融庁の金融審議会の中で資金決済業に関連するワーキンググループでの議論がスタートしております。私自身が実はそのメンバーでございますけれども、その中で一つ挙がってきているものに立替えサービスの規制の在り方というのがあります。この審議会の資料についてはもう既に金融庁のホームページ等々から皆さん方も御覧になれますし、また、ライブで放送したりもしているようですので、皆さんが直接触れる機会もあるのですけれども、その中でちょっと私が気になっているのは、給与の前払いサービスや請求書の支払い代行サービスといったものが今回取り上げられているわけです。これらのサービスは貸金業法や資金決済法の中で想定されている取引でないということで、現段階では基本的には規制がなされているものとそうでないものがあるということになっているのですけれども、経済的効果から考えていけば、例えば給与前払いサービス事業者については、この懇談会でもたしか以前、似たようなサービスがあったときに、結果論としては高利貸し的ではないかということが指摘され、最終的にはそういった業者が退場していくという事案があったかと思っています。全ての新たなサービスが問題だというわけではないわけですが、この辺は改めて貸付けなのかどうか、単なる資金移動の話なのか、さらにその法的性質は何なのかということについてどこまでこの審議会のワーキンググループが突っ込んでいけるかということはあるかと思っており、この懇談会での議論とも非常に関連性が強い部分かなと思っています。あいにく、なかなかこの審議会とこの懇談会のタイミングが合っていないので、審議会の議論内容などをタイムリーに説明できる機会があるかはちょっと定かではございませんけれども、ぜひこの会の構成員の皆さん方も含めて議論の行方に注目していただければと思

っております。

以上です。

○山本座長 杉浦構成員、ありがとうございました。

続きまして、渡邊構成員、もし何かあれば、お願いします。

○渡邊構成員 渡邊です。ありがとうございました。

私どもの協会では週末に相談を受けておりますが、金融取引や融資の相談件数に関しては例年と特に変化はなく、1%程度の相談が入っております。フリーローンやサラ金に関して、生活に必要なものとして借りて多重債務に陥るといふ件もありますけれども、最近では投資や副業のために借入れをしてしまって、それが雪だるま式に膨らんで多重債務に陥ってしまうというケースが目立ちます。アドレスやSNSでしかつながないような相手に数百万円の融資を勧められて借りてしまうというケースがたくさんあります。月に1~2万の副業収入を得たいと思う人が100~200万の融資を受けて返済できるということは不可能に近いわけです。そこがなかなか理解できていないまま安易に契約してしまうところは非常に憂慮するところでして、ネット取引を簡単に申し込めるようになってしまったこと、あるいはキャッシュレス決済などでお金の価値についての感覚がちょっと鈍ってしまうような状況が続いている影響もあるかと考えています。それは若者に限らず、金銭感覚は全体的に後退しているのかと感じてしまっているところです。

当然、私どもも注意喚起を心がけておりますけれども、本当に常識的な金銭感覚を身につけていくというところをまだまだ啓発していかなければいけないと思っています。、若い方はこういうケースでも、例えば遠隔操作アプリでお金を複数者から同時に借りさせられても、適正な審査をしていただいたおかげで、5社申し込んで1社から10万円を借りただけだという実質的に大きな被害を免れたような例もございます。若い人だけでなく、全体的に、先ほど収入の3分の1、あるいは2分の1を超えるような融資はどうかというご指摘もあって、ネットで同時に借りられてしまうと、難しいとは思いますが、その点の考慮も含めた適正な審査をしていただければ、あるいはリアルタイムでの情報共有をしていただいて、何とかそこを適正に審査していただければいいと思っております。

以上です。

○山本座長 渡邊構成員、ありがとうございました。

続きまして、浜田構成員、もし何かあれば、お願いします。

○浜田構成員 経済アナウンサーの浜田でございます。私からは3点質問並びに意見を述べさせていただきます。

まず、最近目立っている投資詐欺について、御報告並びに御質問させていただきたいと思っております。このところ、詐欺の手口は常に進化し続けておりますが、特にSNSを悪用した投資詐欺、ロマンス詐欺の被害が全国的に急増しております。また、一件当たりの被害額が非常に高額になっていまして、詐欺の手口も巧妙化しており、また、最近では副業を名目とした詐欺も目立ってきていて、短時間、簡単などの広告を掲載して、初めは儲かったよ

うに装うのですけれども、その後、相手から損失が出た、違約金を払えなどといった架空料金請求詐欺の事例も見られておりますので、引き続き注意喚起を行っていただければ幸いです。

加えまして、詐欺被害として取材している私の元に届いております中で最近特に目立ってきております被害について御報告いたします。株価、為替が今、乱高下している中で、マーケットの先行きを見通しづらい中でFX取引（外国為替証拠金取引）において、利益を上げているプロのトレーダーの内容を真似すれば自分ももうかるという思いにつけ込むコピートレード詐欺、いわゆるコピートレードを悪用した詐欺行為なる詐欺被害が急増しているようです。コピートレードというのは、例えばトレーダーが売買をしますと別の口座でも資金比率に応じた売買が行われる仕組みなのですが、利益を上げている人のやり方を真似しようというものです。この手法自体が違法というわけではないのですけれども、詐欺師がコピートレードの仕組みを利用して投資家をだます手法。特にコピートレード手法の勧誘方法は主に3つありまして、SNS上で勧誘する詐欺、また、マッチングアプリや出会い系アプリを介した詐欺や、インフルエンサーを利用した詐欺です。この人が宣伝しているからきっと安全なのだろうなどの勧誘方法が目立っています。先ほど金融庁さんから引き続き積極的な注意喚起の取組を行っていらっしゃるということでお話いただきましたけれども、引き続きこちらに関しましても注意喚起をいただきたいところでございます。警察庁御担当者の方にもお聞きしたいのですが、これらコピートレード詐欺におきまして、規制の可能性について後ほど伺えましたら幸いです。

2点目は、多重債務問題とギャンブル等依存症との関連としまして、各公営競技、いずれもオンライン、インターネットの利用者が増えています。先ほど日本司法書士会連合会の内田構成員からのお話もありましたけれども、これに関する予防教育、普及啓発活動の徹底が問われているわけなのですが、オンラインカジノをはじめとしたオンラインゲームにおいて、本人確認を経ずにオンラインカジノで遊ぶ抜け道の仕組み化などの問題も含めて、具体的事例を交えての注意喚起のより一層の強化が求められていると思います。オンラインカジノから発生した様々な犯罪防止も含めて、引き続き対策が必要であると考えます。

また、オンラインゲーム、オンラインカジノが若年層を中心に広がって、違法な手段を用いて利用されている現状を問題視しております。SNS、インターネット上での注意喚起のさらなる強化、また、若年層に対するギャンブルや依存症のリスクに関する教育の重要性について、現行の教育に加え、先ほど資料と併せて御紹介がございました日本貸金業協会さん、全国銀行協会さんが取り組まれているように、より具体的で身近な事例を活用した金融リテラシー教育の必要性を痛感いたします。あわせて、若者が違法ギャンブルに巻き込まれないようにするための予防策の強化についても引き続き検討が必要であると考えます。

3点目、最後になりますが、先ほど日弁連の三上構成員の御提供の資料から、貸金業者

の総量規制が潜脱される事案を防止するための対策をどう考えるかという点なのですが、お金を借りる前に生活相談へ結びつける方法ということをさらに考える必要があるのではと思います。また、総量規制の潜脱は明らかな法令違反ですし、所得者向けの金融教育、お金を借りる前の相談体制の整備の必要性並びに融資の際は借入理由と年収をしっかりと審査して返済計画を指導するような丁寧な貸付けが必要ではないかと考えております。

また、弁護士・司法書士による債務整理の二次被害ということの不適切処理についてですが、この問題を解決するために依頼者御自身が手続の内容を十分に理解して信頼できる専門家を選ぶことが重要であって、同時に業界全体の規制強化、倫理における遵守が求められますけれども、弁護士・司法書士の方々における債務整理二次被害をなくすことと同時に、最終的には本人の金融リテラシーが低いことに起因していることから、引き続き広く金融リテラシーを高める方策が必要であると考えております。

駆け足になりましたが、以上でございます。経済アナウンサーの浜田節子でございます。お時間をいただいて失礼いたしました。

○山本座長 浜田構成員、ありがとうございました。

それでは、これで各構成員から一通り御意見を頂戴できたかと思っておりますけれども、それでも既に若干終了時間が迫っておりますけれども、残りの時間、各構成員からもし補充的な御発言があれば、あるいは各構成員から各省庁に対する御質問、あるいは御要望等の御発言もあったように思いますが、各省庁から何か現時点で答えられる点があれば、御発言をお願いしたいと思いますけれども、恐縮ですが、御発言がある場合には挙手機能を用いてお知らせをいただければと思います。

それでは、金融庁、お願いいたします。

○金融庁（宮部） 金融庁信用制度参事官室の宮部でございます。

重川構成員から、貸金業利用者に関する調査研究について、住宅ローンの支払いを要因とする借入れの増減の理由について御質問いただきました。このアンケート調査は毎年やっているものでありまして、実態の把握はできるのですが、その要因までは分析できないというのがこのアンケート調査の限界でございます。現状、背景を詳細に把握するところまでは至っていないところでございます。

また、三上構成員から、弁護士介入の件数、もしくは年収の3分の1を超える貸付けが行われている件数などを把握できないかという御指摘をいただきました。こういったデータにつきまして、そもそもデータが存在するのか、仮に存在するとしても公表できるものなのかといった点については関係機関等にも御相談してみたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省の富原さん。

○厚生労働省（富原） ありがとうございます。

竹島構成員から、資料1の16ページから18ページに関して御質問をいただいたと理解し

ております。まず、こちらの厚生労働省の分析の資料ですが、警察庁からデータを御提供いただいて分析したものになっております。警察官の方が捜査の段階において判明した内容をまとめたデータになっておりますので、竹島構成員が御指摘されたとおり分析に限界があるという点については我々も認識しているところです。

また、資料の17ページ、18ページで何が分かるかという点につきましても、こちらの資料はあくまでも2023年に多重債務が原因とみられる自殺者が792名となっておりますが、その方々の属性をまとめた資料になっておりますので、この資料だけで何か分かるかという御質問であれば、なかなか難しいというところがございます。

いずれにしても、本日、御指摘いただいた、御発表いただいた内容も踏まえまして、引き続き適正な分析に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁の林さん、お願いします。

○金融庁（林） ありがとうございます。

重川先生御質問の点について、若干宮部からも回答がございましたが、補足させていただきたいと思っております。住宅ローンについては、先生御指摘のように借入期間が長期でございまして、顧客がリスクを適切に把握するということが我々どもとしても大変重要だと考えております。金融庁といたしましても、住宅ローンの契約に当たってはリスク等について利用者に十分な情報提供と説明を行うよう求めているところでございます。

加えて、これまで金融庁では金融機関に対して住宅ローンの返済猶予などに柔軟に対応するよう要請してきておりまして、足元の銀行の住宅ローンの条件変更の実行率は約96%となっております。

金融庁といたしましては、引き続きこうした金融機関における対応を注視してまいるとともに、利用者の皆様のリスクをはじめとする十分な説明について金融機関と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁からいかがですか。

○警察庁（中村） 警察庁からは、先ほど浜田構成員からお尋ねのありました件について、2点ほど説明をさせていただきたいなと思っております。

まず、SNS型の投資詐欺の対応状況について御説明いたします。御指摘のようなSNS型の投資詐欺の被害については、令和6年8月末現在の認知件数は4,639件、被害額は約641.4億円ということで非常に大きくなっておりまして、極めて憂慮すべき状況にあるものと認識をしております。警察としましても取締りを徹底するとともに、被害実態や犯行手口を踏まえまして、関係省庁や事業者とも連携した被害防止対策を強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

2点目としまして、コピトレ詐欺についての御発言がありましたので、これに関する警察の対応について御説明をしたいと思います。いわゆるコピトレ詐欺につきましては、特定の人物が行う投資取引と同じ動きをするコピートレードに関する詐欺事件として承知はしております。警察ではコピトレ詐欺の被害について網羅的把握をしているわけではないのですけれども、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づきまして適切に対処してまいりたいと考えております。

先生の御指摘で規制の可能性ということを発言されておりますが、警察は規制を担当しておりませんので、規制についてはほかの省庁にお尋ねしていただければと思います。

警察庁からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁貸金業室、お願いします。

○金融庁（小島） 貸金業室でございます。

総量規制に関するお話がございました。総量規制の中身なのですけれども、遅滞なく信用情報を信用情報機関に提供するということが規制上はなっております、現状、取得当日中に遅滞なく登録されているということになってございます。

ただ、貸金業者が貸付けを行った際に遅滞なくではなくて速やかにリアルタイムで行われることが望ましいということについては構成員御指摘のとおりでございます。この点に関しましては、技術上の制約や負担も生じるという事情があると金融庁としては承知しております。

ただ、他方で貸金業者も信用情報機関に登録されている情報を使いまして、例えば申込み件数に応じて貸出額を抑制したり、若年者への貸付額に上限を課すといった対応を取っているものと承知しております、金融庁としましては、引き続き貸金業者や信用情報機関のシステムに関する課題について継続的に議論するとともに、貸金業界における貸出し抑制の対応につきましても、借り手保護の観点から引き続き対話をしてまいりたいと考えておるところでございます。

金融庁からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

各省庁からお答え等をいただいたかと思いますが、他に御発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、既に予定されていた時間を超過しておりますので、ここで意見交換については終了とさせていただきますと思います。皆様からいただきました御意見、御指摘等につきましては、関係省庁等において引き続き活用していただきたいと思います。

本日の議事は以上でございますが、事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

○消費者庁（鮎澤） 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。若干不具合等もあり、御迷惑をおかけして申し訳ございません。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

皆様の御協力によってスムーズな議事進行ができましたこと、御礼を申し上げたいと思います。

それでは、これにて第22回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」は終了とさせていただきます。

長時間にわたりまして熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。